

御 挨拶

令和四・五・十五
グランドプリンスホ
テル新高輪国際館パミール
沖縄復帰五十周年記念式典

本日、ここに、沖縄復帰五十周年記念式典が挙行されるに当たり、
謹んで御挨拶申し上げます。

昭和四十七年、我が国民の多年の悲願であった沖縄の本土復帰が
実現し、以来、半世紀が経過しました。この間、沖縄県民をはじめ
多くの人々のたゆみない努力に支えられ、新しい沖縄の建設が進め
られてきました。先の戦争におけるとりわけ悲惨な体験からしても、
沖縄の復興こそが我が国の戦後からの真の復興であり、発展である
ことは、多くの国民の共通の認識であったと申せましょう。

司法の分野におきましては、復帰とともに、日本国憲法の下で、
本土と同一の組織及び機構の裁判所が発足しました。その実現に当
たっては、復帰前に行われた裁判の効力がどうなるのか、といった
幾多の困難な問題がありました。関係各位の御尽力で円滑な制度
の移行が実現し、その後は紛争の迅速かつ的確な解決に向けて、人
的、物的な整備に努めてまいりました。平成二十一年に開始された
裁判員制度についても、離島が多いといった参加に困難を伴う事情
の多い状況にもかかわらず、沖縄県においても、順調に運用を重ね
ております。このような各種裁判手続を安定的に運用し、司法がそ
の役割を果たすことができたのは、沖縄県民をはじめとする関
係各位の御尽力によるところが大きく、改めて深甚なる敬意を表し

たいと存じます。沖縄復帰五十周年という節目に当たり、司法に携わる私たちは、身近で分かりやすい裁判の実現を通じて、国民に信頼される司法の機能が全ての地域において等しく実現されるよう、引き続き努力してまいる所存です。

沖縄県は、美しい自然と豊かな歴史、文化を通じて国民全てにとつてかけがえのない地となっています。今後、多くの困難な問題を克服し、一層の発展を遂げられることを心から祈念して、私の御挨拶といたします。

令和四年五月十五日

最高裁判所長官 大谷 直人

祝 辞

〔令和四・八・三 ホテルニューオータニ 芙蓉の間〕
司法書士制度百五十周年記念式典

本日ここに、司法書士制度百五十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国の司法書士制度は、明治五年に代書人制度として発足し、本年をもって百五十周年を迎えます。この間、司法書士の皆様におかれましては、登記、供託、訴訟等の制度の円滑な実施について尽力され、国民の権利の保全に寄与してこられました。皆様方のこれまでの御貢献に対し、心から敬意を表します。

裁判制度との関係では、平成十四年の司法書士法の改正により、認定司法書士に簡裁訴訟代理等関係業務の権限が付与され、これまで、多くの認定司法書士が簡易裁判所の民事事件における訴訟代理人等として活躍され、国民に身近な簡易裁判所の実現に多大な貢献をされました。また、家庭裁判所の成年後見関係事件においても、成年後見事務に精通した司法書士の方々が、専門職後見人等として、

成年被後見人のための適正な後見事務の実施に尽力されております。

近年、情報通信技術の急速な発展と普及が国民の生活様式を大きく変容させており、社会の変化は加速しております。裁判手続を含めて様々な場面でのデジタル化が進む状況下にあつて、司法書士の皆様には、その業務の遂行を通じて国民の権利利益の実現に資するべく、法律事務の専門家としての役割を果たすことがこれまで以上に期待されることになりました。皆様方におかれましては、職責の重大さに改めて思いを致し、国民の信頼と期待に応えていかれますことを念願いたしますとともに、日本司法書士会連合会のますますの御発展を祈念いたしまして、祝辞といたします。

令和四年八月三日

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

祝 辞

令和四・九・五 国立劇場 大劇場
学制百五十年記念式典

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、学制百五十年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国における近代的な教育制度の基礎は、明治五年、「学制」の発布により確立されました。以来、教育関係者の並々ならぬご尽力と国民の教育に対する熱意に支えられて、我が国の教育は著しい発展を遂げ、世界に誇るべき水準に達しました。この間の関係者の皆様方の御苦勞に対し心から敬意を表する次第であります。

今日、国の内外を問わず、社会経済の情勢は大きく変化し、人々の価値観はますます多様化しております。このような時代において、国際的な視野を身に付け、個性的で創造性豊かな青少年を育むことは、我が国の将来を託する上においても重要なことであり、そのために教育の果たすべき役割は、今後ますます増大する

ことと存じます。

近年、法や司法制度、さらにはこれらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの方を身に付けるための「法教育」の充実の必要性が指摘され、また、成年年齢や裁判員及び検察審査員の選任年齢が十八歳に引き下げられました。このような状況の下で、「家庭科」における契約の重要性や消費者保護制度の仕組みに関する教育の充実に加え、本年四月から、高等学校等において新しい必修科目として「公共」が新設されたことは、教育現場における「法教育」の充実という観点からも、誠に時宜を得た意義深いものといえます。

この記念すべき式典に際し、本日顕彰を受けられた方々の多年にわたる御功績に対して深く敬意を表するとともに、教育関係者の皆様方のますますの御活躍と我が国の教育の一層の充実、発展を祈念いたしまして、祝辞といたします。

令和四年九月五日

最高裁判所長官 戸倉三郎

祝

辞

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、鉄道開業一五〇周年記念式典が挙行されるに当たり、お祝いの言葉を申し述べます。

明治維新後間もない明治五年、汽笛一声、わが国最初の鉄道が新橋・横浜間に開業しました。その後、官民を挙げた鉄道敷設の熱気に支えられ、日本全国に鉄道網が急速に広がりました。鉄道関連の技術の進歩は目覚ましく、今日では、車両、施設等の性能はもとより、運行の安全性、正確性の点でも世界に冠たる水準にあります。その間、昭和三九年の東海道新幹線の開業は、高速・大量輸送手段としての鉄道の可能性を世界に再認識させた点でも画期的なものでした。

鉄道は、長きにわたり時代の要請に応え、地域間の人流や物流を飛躍的に増大させ、我が国の近代化と経済社会の発展を支えるとともに、国民の日々の生活に深く根を下ろし、世代を超えて、多くの人々から頼りにされ愛される存在となっております。

近年では、情報通信技術の活用による運行の効率化と利便性の向上、都市部の鉄道ネットワークの整備と地域の鉄道の維持・活性化、環境負荷の少ない輸送機関としてのモーダル・シフトの推進など、鉄道に期待される役割はより大きく多様なものになっていきます。

私たちがこのような鉄道の恩恵を享受できるのは、本日御列席の鉄道事業者を始めとする関係者の皆様が、安全で安定した輸送を確保するため献身的な努力を重ねてこられたことに負うものであり、改めて深く感謝申し上げます。

本日の式典に当たり、鉄道の発展の歩みを顧み、その運営に貢献してこられた全ての皆様に対し、深甚なる敬意を表するとともに、鉄道が今後とも一層の発展を遂げられることを祈念いたしまして、祝辞といたします。

令和四年一〇月六日

最高裁判所長官 戸倉三郎

祝 辞

(令和四・十・十三 国立劇場)

調停制度施行百周年・日調連創立七十周年記念式典)

本日、ここに、天皇后兩陛下の御臨席を仰ぎ、調停制度施行百周年及び日本調停協会連合会創立七十周年の記念式典が挙行されるに当たり、お祝いの言葉を申し上げます。

本年は、大正十一年十月一日に借地借家調停法が施行され、我が国に調停制度が創設されてから百年という記念すべき年に当たります。発足から百年の間、調停制度は、その時々々の社会の要請や利用者のニーズに応えて発展を遂げ、国民にとって身近で利用しやすい制度として定着しています。

また、日本調停協会連合会は、昭和二十七年に創立されて以来、調停制度の普及と調停委員の資質の向上に大きく寄与してこられました。本年、調停制度の施行百周年と時を同じくして、日本調停協会連合会が創立七十周年を迎えられましたことは、誠に御同慶に堪えません。

話合いにより実情に即した紛争解決を図るといふ調停制度は、我が国の国民性や法意識にかなうものといえますが、これまで調停制度が広く国民に受け入れられてきたのは、制度の本質を活かし、当事者にとってより良い調停の運営と調停制度の発展のため献身的な努力を続けてこられた調停委員及び関係者の皆様の並々ならぬ熱意のたまものにはかなりません。皆様の長年にわたる御努力と御献身に対し、心から敬意と謝意を表する次第です。

国民の価値観の多様化及び法的意識の高まりの一層の進展や、デジタル技術の国民生活への浸透に伴い、調停による紛争解決に対する利用者の意識も変化しています。裁判所としても、変わりゆく社会の要請や利用者のニーズを的確に捉え、納得性の高い調停を実現するため、引き続き、皆様とともに力を尽くしてまいる所存ですので、今後とも、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

調停制度の更なる発展と日本調停協会連合会の益々の御隆盛を祈念して、祝辞といたします。

令和四年十月十三日

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

祝 辞

本日、ここに、日本法律家協会創立七〇周年の記念式典が行われるに当たり、お祝いを申し上げます。

日本法律家協会は、昭和二七年、裁判官、検察官、弁護士、法学者等すべての法律家が集い、司法の発達、法曹の向上、法学の進歩を図ることを目的として創立されました。以来今日まで七〇年間にわたり、多様な活動を通じて幾多の成果を挙げ、司法界に多大な貢献を果たしてこられました。この一〇年間を振り返りますと、法曹倫理研究会の研究成果は、平成二七年五月の「法曹倫理」の発刊として結実し、その内容は高い評価を得ております。平成二九年に開催されたローエイシア東京大会に際しては、我が国の法律家全体を代表する唯一の機関として、アジア太平洋地域の法律家との交流に重要な役割を果たされました。機関誌「法の支配」は、平成二六年七月発刊の第一七四号から、その時々々の関心に即したテーマについて座談会と論稿により構成するという「特集」方式が採用されるなど、タイムリーで充実した内容のものになっています。改めて、関係各位の永年にわたる御尽力に、深甚なる敬意と感謝の気持ちを表する次第です。

今日、社会経済情勢の変化や人々の価値観の多様化は一層進展し、国内外において様々な利害の対立が深刻化しています。このような時こそ、法や司法に関わる者には、「法の支配」を社会に浸透させ、これを確固たるものとするための一層の努力が求められているといえます。この点からも、「法の支配」の理念を社会に伝えこれを定着させるための活動を続けてこられた日本法律家協会に対する期待には大きなものがあると思います。

日本法律家協会におかれましては、この式典を新たな出発点として、国民の期待と信頼にこたえて、更に充実した活動を行っていかれるよう念願いたします。

日本法律家協会の一層の御発展を祈念いたしまして、祝辞いたします。

令和四年一〇月一日

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

祝 辞

〔 令和五・三・十五 東京會館
東京一弁創立百周年記念式典 〕

本日、ここに、第一東京弁護士会創立百周年記念式典が挙行されるに当たり、お祝いを申し上げます。

第一東京弁護士会は、大正十二年に創立されて以来、弁護士制度の充実と発展のため積極的な活動が続けられ、基本的人権の擁護と社会正義の実現に大きく寄与してこられました。貴会がここに百周年を迎えられましたことは、誠に御同慶に堪えません。これは、ひとえに、歴代役員、先進会員の方々をはじめ関係各位の御努力のたまものと、深甚なる敬意を表する次第であります。

また、本日表彰をお受けになられた方々は、五十年以上の在会会員として、第一東京弁護士会の発展のために尽力してこられました。この度の御栄誉に対し心からお喜びを申し上げますとともに、今後

とも、健康に御留意の上、益々御活躍されますよう祈念いたします。

今日、我が国の社会経済生活の変化は著しく、国民の権利意識の高まりや価値観の多様化も一層進み、司法が解決を求められる紛争も、従来の発想だけでは対応できない困難なものが増えています。このような中で、法に基づき、透明で公正な手続により紛争を解決する司法に対する国民の期待は一層大きくなっています。このような期待に応えるため、法曹三者は、裁判等の紛争解決機能を高めるための努力を続けることが求められます。このような観点からは、現在、裁判所が取り組んでいる裁判手続のデジタル化も、国民の裁判等へのアクセスの利便性を高めるとともに、裁判手続全体を合理化、効率化し、裁判に要する関係者の負担を合理的なものとすることを通じ、裁判等の紛争解決機能を充実強化するものでなければならぬと考えています。もとより、このような取組は、弁護士の皆

様の御理解と御協力が不可欠です。これまで常に時代の最先端の課題に取り組んでこられた第一東京弁護士会の会員の皆様には、このような裁判手続のデジタル化の趣旨を御理解いただき、次の百年を見据えた新しい裁判の実現に向けて、私どもとともに御尽力いただきますようお願い申し上げます。

本日の記念式典に当たり、第一東京弁護士会のこれまでの幾多の業績に深い敬意を表するとともに、今後とも、司法の健全な発展に顕著な貢献を果たされることを祈念して、私の祝辞といたします。

令和五年三月十五日

最高裁判所長官

戸倉三郎